

2011 日本の人権を国際標準に高めよう

今こそ、個人通報制度の実現を！大集会

―― 政権に自由権規約・女性差別撤廃条約等の個人通報制度の早期実現を求めよう ――

2 / 25 (金)

個人通報制度の実現をマニフェストに掲げた新政権が誕生し、1年余りが過ぎました。

私たちは新政権に期待を寄せその実現を求めて

きましたが、未だ批准の運びとはなっていません。日本の人権状況改善のため、広く市民、NGO、国会議員などが手を繋ぎ、個人通報制度の早期実現を求める集会を開催いたします。

日本人がはじめて個人通報制度を活用した、オーストラリアにおける「メルボルン事件」の足跡を辿りながら、もし個人通報制度が実現したら・・・公職選挙法の個別訪問禁止、法定外文書配布禁止はどうなるのか、職場における男女の昇格や賃金の差別はどうなるのか、実例をもとに検証したいと思います。

多数のみなさまの御参加をお待ちしております。

◆日時：2011年2月25日（金）18：00～20：30

◆場所：明治大学アカデミーホール

◆プログラム（予定）：18：00 開会（※開場は17：45）

個人通報をはじめて申し立てた日本人～メルボルン事件報告～

セッションⅠ：大石公職選挙法違反事件

セッションⅡ：住友電工男女賃金差別事件

◆参加費：無料（どなたでもご参加いただけます）

※詳しくは、日弁連ホームページをご覧ください(<http://www.nichibenren.or.jp/>)。

【お問合先】 日本弁護士連合会 企画部国際課 電話 03-3580-9741

国内の救済手段を尽くしても条約上の人権侵害の救済がなされない場合に、被害者個人が、各条約の定める国連機関に救済措置を求めることができる制度を、個人通報制度といいます。

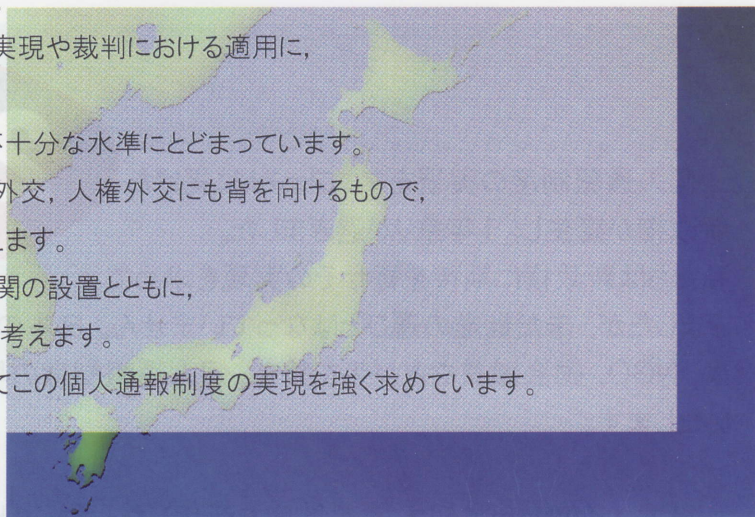
個人通報制度は、自由権規約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約等に設置されていますが、日本は、これらのどの条約についても、これを日本に適用するための手続をとっておらず、OECD(経済協力開発機構)加盟の30カ国、G8サミット参加国において、唯一何らの個人通報制度も有しない国となっています。

日本政府や日本の裁判所は、これまで各人権条約の実現や裁判における適用に、極めて消極的な態度をとり続けてきました。

そのため、各人権条約の日本国内での実施は、甚だ不十分な水準にとどまっています。このような事態は、日本の外交政策の柱である価値の外交、人権外交にも背を向けるもので、国連人権理事国の一員としてふさわしくない事態といえます。

日本国内の人権状況の改善のためには、国内人権機関の設置とともに、個人通報制度を日本で実現することが極めて有効だと考えます。

また人権理事会をはじめ、各国連機関も、日本に対してこの個人通報制度の実現を強く求めています。



【会場のご案内】 東京都千代田区神田駿河台1-1 アカデミーホール (アカデミーコモン内)

【地下鉄】	
丸の内線	御茶ノ水駅 徒歩3分
千代田線	新御茶ノ水駅 徒歩5分
地下鉄三田・半蔵門・新宿線	
	神保町駅 徒歩8分
【JR】	
御茶ノ水駅	徒歩3分



※どなたでもご参加いただけます。事前の参加申込みは必須ではありませんが、資料作成の都合上、宜しければ下記申込書の事前送付にご協力をお願いいたします。

FAX送付先： 03-3580-9840 日弁連国際課（松田）宛

所属	ふりがな	
	氏名	ご連絡先【 】

※団体で参加される場合には、団体名、代表者氏名及び参加人数、連絡先の記入にご協力下さい。

※ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会もしくは日本弁護士連合会が委託した第三者より、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍のご案内その他当連合会が有益であると判断する情報をご案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。